

公益財団法人 橋本財団
選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 橋本財団 定款第48条の規定に基づいて設置する選考委員会の組織および運営方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じて、定款第4条に掲げる事業の対象になる者の選考を行なう。

2. 選考委員会で決定した事項について、事業の対象になるものから内容変更の申し出がある場合は、選考委員へ確認・了承のうえ、承認とする。

(委員)

第3条 委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2. 委員の数は2名以上10名以内とする。
3. 委員は、学識経験者、企業経営者、NPO関係者、公益法人関係者、行政関係者等、各事業の審査及び選考に貢献できる者とする。
4. 委員の委嘱期間は1年間とする。但し、再委嘱を妨げない。
5. 委員は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、前任の委員が、その職務を継続して執行する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1人おく。

2. 委員長は、委員の中から互選により選出する。
3. 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議の経過および結果について理事長に報告する。
4. 委員長が欠け、または事故あるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を行ない、または代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて随時、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第8条 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2. 前項の場合において、前2条の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の機密保持)

第10条 委員は、審議の経過および結果については秘密を守らなければならない。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過の要領および結果を記録した議事録を作成する。

2. 議事録には、議長が署名、押印するものとする。

(細則)

第12条 この規定の実施について必要な事項は、別に委員会が定める。

附則

この規程は、2018年 1月 1日から適用する。

附則

この規程の一部変更は、2023年10月1日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、2024年3月1日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、2024年11月28日から施行する。